5　申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～十　（略）

十一　申請者が法第七条第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

十二　申請者が法第七条第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。第五条の十一第二項第八号、第六条第二項第六号において同じ。）

十三～十五　（略）

6・7　（略）

（届出を要する一般廃棄物処理施設の変更）

第五条の四　法第九条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五　（略）

六　法第八条第一項の許可を受けた者に係る次に掲げる者

イ　法第七条第五項第四号リに規定する法定代理人

ロ～ニ　（略）

（法第九条第六項の規定による欠格要件に係る届出）

第五条の五の三　法第九条第六項の規定による届出は、法第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一～四　（略）

五　法第七条第五項第四号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由

六　（略）

（法第九条第七項の規定による欠格要件に係る届出）

第五条の五の三の二　法第九条第七項の環境省令で定める者は、精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となつた者とする。

2　法第九条第七項の規定による届出は、同項の者が前項に規定する者に該当するに至つた後、遅滞なく、前条第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

（一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請）

第五条の十一　法第九条の五第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～五　（略）

六　申請者が法第七条第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

七～九　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～六　（略）

七　申請者が法第七条第五項第四号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

八　申請者が法第七条第五項第四号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

九～十一　（略）

3　（略）

5　申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一～十　（略）

十一　申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面

十二　申請者が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し。第五条の十一第二項第八号、第六条第二項第六号において同じ。）

十三～十五　（略）

6・7　（略）

（届出を要する一般廃棄物処理施設の変更）

第五条の四　法第九条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五　（略）

六　法第八条第一項の許可を受けた者に係る次に掲げる者

イ　法第七条第五項第四号チに規定する法定代理人

ロ～ニ　（略）

（法第九条第六項の規定による欠格要件に係る届出）

第五条の五の三　法第九条第六項の規定による届出は、法第七条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つた日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一～四　（略）

五　法第七条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下この条において「当該欠格要件」という。）及び該当するに至つた具体的事由

六　（略）

（新規）

（一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請）

第五条の十一　法第九条の五第一項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～五　（略）

六　申請者が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所

七～九　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一～六　（略）

七　申請者が法第七条第五項第四号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面

八　申請者が法第七条第五項第四号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し

九～十一　（略）

3　（略）